洪水時の避難確保計画

放課後等デイサービス
こくぶ太陽の子

令和７年４月

－目次－

1. 計画の目的・報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画の適用範囲・避難経路図　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 防災体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4. 情報収集及び伝達　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
5. 避難誘導　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
6. 避難の確保を図るための施設の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
7. 防災教育及び訓練の実施　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
8. 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る）　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

【添付資料（霧島市への提出は不要）】

■施設利用者緊急連絡先一覧表
■緊急連絡網
■外部機関等への緊急連絡先一覧表
■対応別避難誘導方法一覧表
■防災体制一覧表

1. 計画の目的・報告

この計画は、水防法第１５条の３第１項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。
計画を作成及び必要に応じて見直し、修正したときは、水防法第１５条の３第２項に基づき、遅滞なく、当該計画を霧島市長へ報告する。

2. 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【適用範囲（施設の状況）】

人数	平日		土曜日・祝日・長期休暇	
	利用者	施設職員	利用者	施設職員
人数	１０名	５名	１０名	５名

※ 日曜日は定休日

【施設周辺の避難経路図】

洪水時の避難場所は、ハザードマップの浸水想定区域及び浸水深から、以下の場所とする。

施設名	建物階数	浸水深
国分南中学校	３階	０ｍ

3. 防災体制

河川名：天降川（水位周知河川）

体制	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員※
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意報発表	水位情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・霧島市に洪水警報発表 ・天降川避難判断水位超過 ・天降川流域に避難準備・高齢者等避難開始の発令	水位情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		要配慮者の避難誘導	避難誘導要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・天降川流域に避難勧告又は避難指示（緊急）発令 ・天降川はん濫危険水位超過	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

※ 自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成及び要員の配置を記述する。

※ 上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

4. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	・テレビ ・ラジオ ・気象庁等のウェブサイト
河川水位情報	・テレビデータ放送（d ボタン） ・インターネット（情報提供機関からのウェブサイト） 国土交通省川の防災情報（http://www.river.go.jp/） 鹿児島県河川砂防情報システム（http://www3.doboku-bousai.pref.kagoshima.jp/bousai/jsp/index.jsp）
警戒レベル（避難勧告等）	・防災行政無線 ・テレビ ・ラジオ ・インターネット 霧島市 HP（http://www.city-kirishima.jp）

停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

別紙「体制ごとの施設内緊急連絡網（平日用・休日用）」に基づき、気象情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

児童生徒を避難させる可能性がある場合には、別紙「保護者緊急連絡網」に基づき、保護者に対し、「今後の状況に応じ、国分南中学校（避難場所）へ避難する」旨を連絡する。

児童生徒を避難させる場合には、別紙「保護者緊急連絡網」に基づき、保護者に対し、「国分南中学校（避難場所）へ避難する。児童生徒の引き渡しは国分南中学校（避難場所）において行う。児童生徒の引き渡し開始については別途連絡する」旨を連絡する。

避難の完了後、別紙「保護者緊急連絡網」に基づき、保護者に対し、「避難が完了。これより国分南中学校（避難場所）において児童生徒の引き渡しを行う」旨を連絡する。

霧島市への連絡先は以下とする。

・霧島市安心安全課　６４－０９９７（避難状況、被害状況等について）

・霧島市長寿障害福祉課　６４－０９９５（避難所の開設について）

【情報伝達系統図】

情報入手	情報集約・指示	情報伝達先
・気象情報 ・天降川の水位情報 ・避難勧告等の発令状況 ・避難所の開設状況	総括・情報収集班 （管理者）	避難誘導班 施設利用者等 霧島市 周辺住民等

5. 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

(1) 避難場所

洪水時における避難場所は、霧島市国分下井８１７「国分南中学校」とする。
周辺の浸水の状況や利用者の健康状態等により上記避難場所への避難が困難な場合には、屋内安全確保を図るものとする。

(2) 避難経路

洪水時における避難場所までの避難経路については、【施設周辺の避難経路図】のとおりとする。

(3) 避難誘導方法

避難場所までの移動距離及び移動手段は、次のとおりとする。

名称	移動距離	移動手段
避難場所 国分南中学校	８００ｍ	□ 徒歩 □ 車両３台

避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。
避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
浸水のおそれのある階または施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

6. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

活動の区分	備蓄品
情報収集・伝達	□テレビ１台、□ラジオ１台、□タブレット１台、□ファックス１台、 □携帯電話２台、□懐中電灯３本、□電池８本
避難誘導	□名簿（従業員、利用者等）、□タブレット１台、 □携帯電話２台、□懐中電灯３本、□携帯用拡声器１器、 □電池８本
施設内の一時避難	□水１日分（１人あたり１ℓ）、 □寝具５人分、□防寒具
障害者	□常備薬 □おむつ・おしりふき
そのほか	□ウェットティッシュ、□ゴミ袋、□タオル
浸水を防ぐための対策	□土のう、□止水板

7. 防災教育及び訓練の実施

毎年５月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
毎年６月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

8. 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る。）

別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

- 毎年５月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
- 毎年５月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- 自営水防組織を組織または変更したときは、水防法第 15 条の３第２項に基づき、遅滞なく、当該計画を霧島市長へ報告する。

別添１　自衛水防組織活動要領（案）

（自衛水防組織を設置する場合のみ作成）

（自衛水防組織の編成）

第１条　管理権原者は、洪水時において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

２　自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（１）統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（２）統括管理者は、洪水時における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

３　管理権原者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

４　自衛水防組織に、班を置く。

（１）班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

（２）各班の任務は、別表１に掲げる任務とする。

（３）防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第４条　管理権原者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

２　特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保できない場合には、近隣住民、自治会等との協力体制を確保するよう努めるものとする。

別表１　「自衛水防組織の編成と任務」

（自衛水防組織を設置する場合のみ作成）

統括管理者	冨田 奈央
統括管理者の代行者	石原　瑠璃子

総括・情報班

役職	氏名	任務
班長	豊満　冬美	・自衛消防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 ・避難の呼び掛け ・洪水予報等の情報の収集 ・関係者及び関係機関との連絡
班員	下村　哲朗	
班員	眞田　佑美	

避難誘導班

役職	氏名	任務
班長	石原　瑠璃子	・避難誘導の実施 ・未避難者、要救助者の確認
班員	田畑 章子	

別表２　「自衛水防組織装備品リスト」

任務	装備品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器（タブレット、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 カルテのバックアップデータ（閲覧できる情報端末・電源含む）

【添付】緊急連絡網

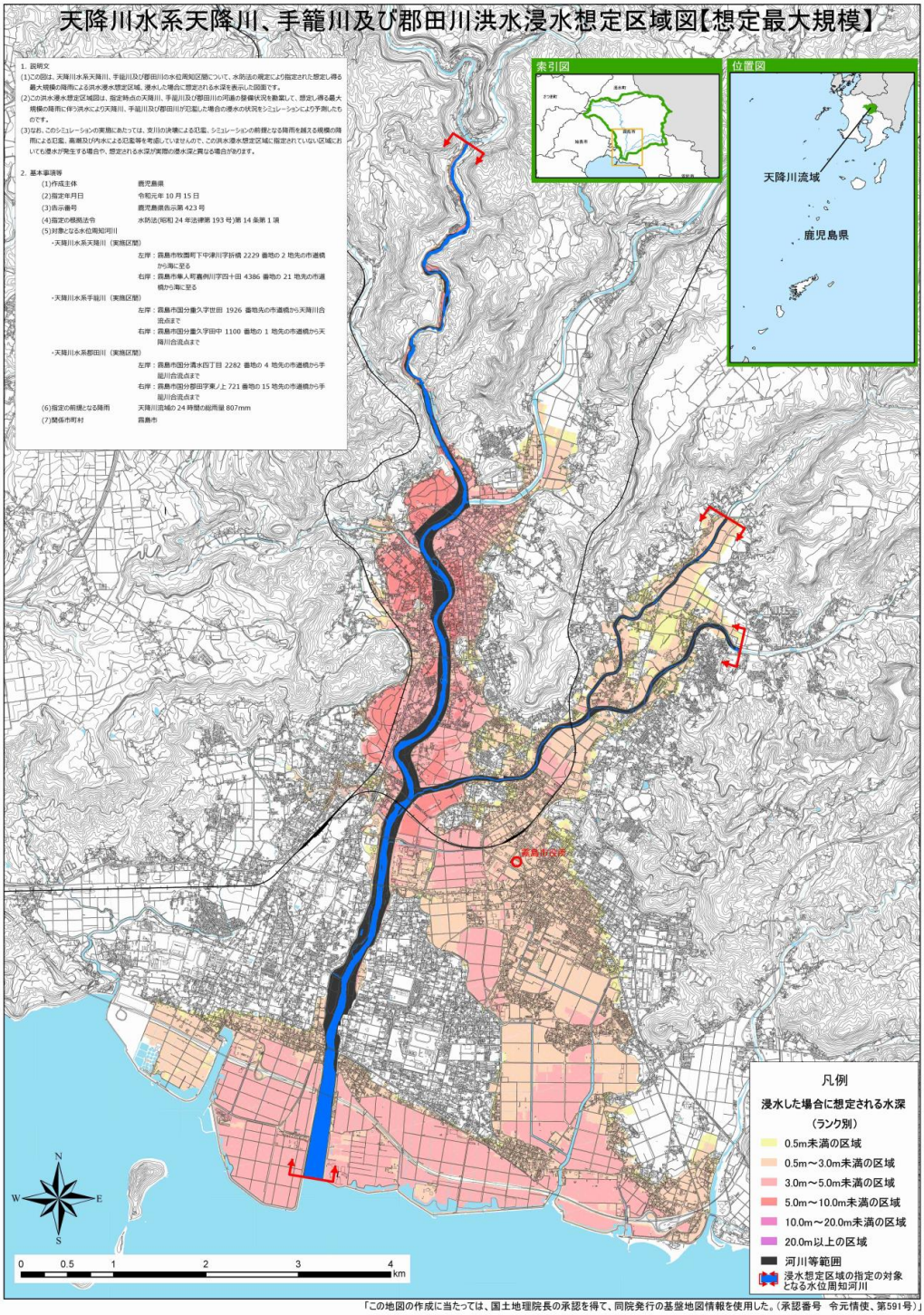

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（承認番号　令元情使、第591号）」

非常災害時の関係機関への通報および連絡体制

機関名	電話番号
霧島市消防局（代表番号）	（０９９５）６４-０１１９
霧島市警察署	（０９９５）４７-２１１０
隼人交番	（０９９５）４２-２２５１
国分中央交番	（０９９５）４６-４２９９
霧島市役所	（０９９５）４５-５１１１
霧島市安心安全課	（０９９５）６４-０９９７
霧島市長寿障害福祉課	（０９９５）６４-０９９５

【緊急時の連絡網】（利用者・職員の安否確認・緊急動員）

非常災害時に見舞われたときに速やかに、連絡や安否確認ができるようにしておく。（別紙一覧表）

主な情報および収集方法

収集する情報	取得機関	収集方法	職員間の共有方法
気象情報	・気象庁 HP ・鹿児島地方気象台	テレビ，ラジオ，インターネット 市役所等	メール等
河川・土砂災害情報（天降川の情報）	・国土交通省 HP「川の防災情報」 ・鹿児島県河川砂防情報システム ・鹿児島県防災 Web	テレビ，インターネット 市役所等	メール等
避難勧告等（避難準備，高齢者等避難開始 ・避難勧告・避難指示等）	・霧島市 HP	防災無線，テレビ，ラジオ，インターネット 市役所等	メール等
停電の情報	・九州電力		
電話に関する情報	・NTT		
地デジ・データ放送の防災情報	・NHK 等		

情報伝達の内容・連絡先等

報告対象情報	担当者	伝達手段	報告先
前兆現象	情報収集班	FAX	霧島市役所安心安全課（0995-64-0997） 霧島市消防局（0995-64-0119）
被害情報	情報収集班	FAX	霧島市役所安心安全課（0995-64-0997） 霧島市消防局（0995-64-0119）
避難準備等について	避難誘導班	職員緊急メール または口頭 FAX	職員，利用者 霧島市役所長寿障害福祉課（0995-64-0995） 霧島市役所安心安全課（0995-64-0997） 霧島市消防局（0995-64-0119）

防災体制

体制	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意報発表 ・大雨注意報発令	◯ 水位情報等の情報収集	⇨ 情報収集班
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・洪水警報発表 ・天降川避難判断水位超過 ・天降川流域に避難準備・高齢者等避難開始の発令	◯ 水位情報等の情報収集 ◯ 使用する資器材の準備 ◯ 保護者への事前連絡 ◯ 要配慮者の避難誘導	⇨ 情報収集班 ⇨ 避難誘導班 ⇨ 児童発達支援管理責任者または管理者 ⇨ 避難誘導班
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・天降川流域に避難勧告または避難（緊急）指示発令 ・天降川はん濫危険水位超過	◯ 施設内全体の避難誘導	⇨ 避難誘導班